

スーパーシティに係る新制度（案）の概要

閣議決定

国家戦略特区基本方針（第5条）

※スーパーシティの意義、指定基準等を追加

政令改正

国家戦略特区指定（第2条第1項）

※スーパーシティとする区域を政令指定

総理決定

国家戦略特区区域方針（第6条）

※指定されたスーパーシティ区域の方針を追加

総理認定

データ連携基盤整備事業に係る区域計画（第8条）

・国等が保有するデータの提供の「求め」（安全管理基準を満たす者に限る）

区域会議

（特区担当大臣・首長・事業者等）

区域計画の案（通称：基本構想）の作成（第8条）

- ・区域の名称
- ・スーパーシティ事業（住民等の共同の福祉又は利便増進を図るデータ連携基盤整備事業を含むものに限る）の内容及び実施予定主体
- ・先端的区域データ活用事業活動に必要と見込まれる特例措置
- ・経済的社会的効果 等

規制所管大臣に対する新たな規制の特例措置の求め

- ・区域会議は、先端的区域データ活用事業活動の実施に際し、内閣総理大臣に対し、住民その他の利害関係者の意向を踏まえた区域計画案を添えて、内閣府令で定めるところにより（住民合意を証する書面、必要に応じ条例による規制改革の案を添付）、新たな規制の特例措置の整備を「求め」ることができる。
- ・内閣総理大臣は、当該規制の所管大臣に新たな規制の特例措置の検討を要請する。規制所管大臣は、特例措置を講ずるか否かについて、特区諮問会議の意見を聴いた上で、遅滞なく通知・公表するものとする。
- ・特区諮問会議は、必要に応じ、規制所管大臣に対し勧告することができる。

（地方事務の場合）

■ 条例による特例措置の実現

（国事務の場合）

■ 新たな規制の特例措置の追加

特区法の改正で実現

基本方針の改正で実現

特区事業の実現